

No. 41 号

議会だより

発行・編集
 東 成 瀬 村 議 会
 議 会 事 務 局
 電 話 2332 番
 印 刷
 (株) 増 田 印 刷 所



田子内地内で

今年も冷害の苦悩を頭に
 七月の異常気象により特に早生種アキヒカリの不稔現象が目立ち全体的に減収が心配されています。

9月定例議会開く

昭和57年第5回定例議会は9月24日に招集され、会期を30日までの7日間とし議案として付されて審議された内容は次のとおりです。

第5回定例議会のあらまし

議案番号	議 案 名	審議結果
議案第41号	東成瀬村公有林野官行造林条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第42号	東成瀬村老人憩いの家使用料徴収条例について	原案可決
議案第43号	東成瀬村一般廃棄物最終処分場設置条例について	原案可決
議案第44号	東成瀬村工場誘致条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第45号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第46号	東成瀬村防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第47号	東成瀬村職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第48号	昭和57年度東成瀬村一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第49号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について	原案可決
議案第50号	昭和57年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）について	原案可決
議案第51号	昭和57年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第52号	昭和56年度東成瀬村一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第53号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第54号	昭和56年度東成瀬村国民健康保険（施設勘定）特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第55号	昭和56年度東成瀬村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第56号	昭和56年度東成瀬村農業用機械管理特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第57号	昭和56年度東成瀬村十文字学生寮特別会計歳入歳出決算認定について	原案可決
議案第58号	建設機械購入契約締結について	原案可決
議案第59号	東成瀬村教育委員会の委員の任命について	原案可決
議案第60号	助役選任について	原案可決
議案第61号	市区町村会社福祉協議会の法制化に関する意見書の提出について	原案可決
議案第62号	東成瀬村議会委員条例の一部を改正する条例について	原案可決



行政報告をする村長

村財政状況は誠に厳しい

村財政硬直化傾向防止に鋭意努力を

九月定例会にあたり村財政について報告致します。

天候不順と低温などによる稲作の成育状況を大変心配しておつたところで、八月の好天により皆さんご承知のように農林省発表では秋田県作況指数は「一〇二」となつてやや安堵しておつたところですが、その後の本村は稲作状況を調査してみると作付け品種によっては、低温障害による不稔粒の多いものが大部分みられるよう地域差、品種による障害などそうした状況の確認と、その事後対策について、関係機関と協議の上適切な対応を取るよう担当者に指示しておるところであり、昨年のような事態とならないよう農家指導に、農協或いは共済組合等と連携を深めてまいりたいと思つています。

懸案になつて成瀬ダムについて、六月に農林省関係の調査団として岐阜大学の中西教授、京都大学の長谷川教授一行七名が調査にきております。その内容については、今だに公表されておられません。広範囲に渡つて活断層があり、今後よりきめ細かな調査が必要と聞いております。又、今月十八日には県の依頼によりまして、東大名誉教授、土木研究所の柴田ダム部長他十二名が来村し、現地を調査しました。私も調査現場について廻りましたが、築堤予想地点から北ヶ沢橋上流まで及び土寄谷地の地すべり地帯と五時間余の長きに渡つて調査し、その結果はまだ先のことですが、やはり段階があるような話をしておられたようです。

それに近くに地すべり地帯で条件としては良いものではないようですが、五十八年度は調査費を国の予算に計上してもらつたよう鋭意努力したい所存ですので、議会としても強力なる支援の程お願いしたいと思つています。

第三期山村振興事業については、農林業関係を中心として継続事業が一段落する五十八年度に指定申請を計画作成年度とし準備を進める予定であり、これと平行して出来れば国庫事業として特別事業の採択を申請し、開発の方面付けなどをいただくべく関係機関に働きかけたいと思つています。

次に村財政であります。六月定例会で申し上げましたように、村財政を取りまく環境は非常に厳しく、五十六年度決算状況では、我が村の経常支出比率は七九・一パーセントであり、先般の新聞の報導にありました経常支出比率が八十五パーセントを超えた市町村は、県の特別指導を受けることになっております。この比率にはまだ間がありますが、八十パーセントを超えるのは時間の問題であると考えております。

硬直化傾向に入る寸前と言う状況にあるこの財政面においていくらかでもこのようにならないよう、今後鋭意努力しなければならぬと思つています。また、公債比率は五十六年度単年度では十六・五パー

と聞いています。温泉ボーリングについてこれまで調査を依頼し指導を受けてきた岡本さんの助言などを得ながら、同和エンヂニアリングに依頼して土地の調査を進めており、実際にボーリングに入るのは九月二十四日と聞いております。期間は十二月二十日まででその成果を多に期待しておるところであります。

センターで要注意というラインが十八パーセントを目度として、このことから起債計画の充分な検討も必要だと考えております。この公債比率を五十四、五十五、五十六年の三ヶ年平均にしますと十四パーセント、この指導ラインは十六パーセントとなつており、五十八年度は村の場合十五・七パーセントとなると予想され、この三ヶ年平均の危険ラインに近づくものと考えられますので、それらを踏まえながらより努力しなければならぬと思つております。

この様な状況の中で、六月定例会で所信を申し述べた際、健全財政堅持の上から起債償還に減債基金等を設置する計画を申し上げましたが、その後、県地方課の指導を受けながら種々検討を重ねた結果、東成瀬村財政調整基金条例第一条で充分対応できるとの解釈から、この基金に毎年度起債償還分として積立てようと考えますので、ご理解願ひたく存じます。

次に今回ご審議いただくべき提案した東成瀬村公有林野官行造林条例の改正につきまして、分収を受ける対象部落を明確にしたものですが、これまでも種々話題になつた条例ですので、宜しくご審議願ひます。

件が発注になつており、好天に恵まれた事もあり、その後の工事は順調に進んでいるものと思われ、所管別には建設課十六件、五十七パーセント、産業課二十件、七十パーセント、民生課九件、五十七パーセント、教育関係十一件、百パーセントとなつております。

次いで八月末の事業関係の進捗状況とその概要についてご報告申し上げます。総発件数は五十六件、四億二千九百七十七万七千円で進捗率は六十九パーセントとなつて、提案したしだいです。

これまでの経過と当面する諸問題に対する対応とそれに対する所信の一環を述べさせていただきます。審議いただく案件は、条例改正設置問題七件、補正予算四件、契約関係一件、決算認定関係六件、人事案二件の二十案件でございます。

官行造林条例関係の内、対象部落の明確化、老人憩の家使用料については、公施設の使用の公平化、廃棄物処理場設置については、公の施設としての位置付け、工場誘致条例については、誘致企業としての対象村内雇用者という事項を加えて明確にしたこと、給与改正条例は、行革関連特別法の公布に伴う児童手当に関する処置であり、防犯会議条例では委員の資格を明確にしたものであります。職員定数条例については、現在村長部長局五十四名の定数ですが、休職者一名、農業委員会での欠員一名と村事業の増により、事業執行上支障をきたすことから、一名定数増という事で提案したしだいです。

56年度決算認定なる一般会計(歳出)15億4,900万円に 助役人事案件など22議案を原案可決

57年度一般会計予算

4,772万7千円を追加

総額を16億 4,833万 5千円

◎議案第四十一号、東成瀬村公有林野官行造林条例の一部を改正する条例

交付を受ける対象部落を地区別官行造林に明示したものである。

一、田子内字田の沢地区

平良、田子内の各部落

二、岩井川字沼又、柳沢地区

岩井川部落

三、椿川字掃部畑地区、椿台部落

四、椿川字五里台後山地区

五里台部落

五、椿川字ヨリコ台、沼の上、

キツブシ、横倉地区

谷地以南の部落

◎議案第四十二号、東成瀬村老人憩の家使用料徴収条例

現在まで田子内老人憩の家の使用に対して料金を取っておらなかったものを十月一日より徴収するもので、使用の時間は午前八時三十分から午後五時までに料金は一室四百円、十一月三十一日まで四百円、十一月一日から三月三十一日まで五百円、とするもので公共団体においての使用は免除の規程もあります。

◎議案第四十三号、東成瀬村一般廃棄物最終処分場設置条例

この度岩井川沼又地内に完成したもので内容としては燃えなごみ、生ごみ等の他一般廃棄物を処理するものを条例にもとづいて設置したものです。

◎議案第四十四号、東成瀬村工場誘致条例の一部を改正する条例

村の誘致工場として指定する内容を改正するもので、「常時使用する雇用の数が二十人以上のもの」を「常時使用する雇用のうち村内に住所を有する雇用の数が二十以上のもの」に又村内に工場を増設するもので、増加する雇用の数が二十人をこえるものを増加する雇用の数が二十人をこえかつ総雇用の数が二十人以上が村内に住所を有するもの」に改めるものです。

◎議案第四十五号、東成瀬村一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例

この改正は行革関連法案が制定され、補助金、負担金等の削減の特別措置をしたもので、児童手当の支給限度額を引き上げて今まで通り児童手当を支給されるようにしたものです。

◎議案第四十六号、東成瀬村防災会議条例の一部を改正する条例

防災会議の委員のうちでの任命する者の改正です。

◎議案第四十七号、東成瀬村職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数のうち村長事務局の職員五十四人を五十五人に改めるものです。

◎議案第四十八号、昭和五十七年度東成瀬村一般会計補正予算(第三号)について

歳入の主なものには岩井川かんがい排水事業百八十八万円、マタノ木地区かんがい排水事業関係の六十五万六千円を受給者負担

の分担金として計上し、国庫補助金としては大桧線改良補助金百七十二万増額し建設機械購入補助金百三十万円の減額、県補助金としては転作特別対策施設整備事業補助金百五十六万円の減額、岩井川地区かんがい排水事業補助金百八十万円の増額、林道金山線、岩井沢線補助金二百万円減額、五十六年度よりの繰越金三千八十七万七千円の増額等です。

◎議案第四十九号、東成瀬村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第二号)

百五十一万七千円を追加して、総額を一億九千九百二十万七千円とする。

◎議案第五十号、昭和五十七年度東成瀬村国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第二号)

百六十六万四千円を追加して、総額を五千八百七十二万六千円とする。

◎議案第五十一号、昭和五十七年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算(第二号)

十六万六千円を追加補正をして総額を一億六千四百三十八万七千円とする。

◎議案第五十二号より五十七号までの各会計の五十六年度決算の内容は村広報十一月号に掲載してあります。

◎議案第五十八号、建設機械購入契約の締結について

除雪機械の増強で小型ロータリー車の購入です。

◎議案第五十九号、東成瀬村教育委員会、委員の任命について

佐々木貞雄氏の後任に平良博氏の同意を求めます。

◎議案第六十号、助役の選任について

助役に谷藤宗夫氏を選任するため議会の同意を求めます。

◎議案六十一号、六十二号は議員提案が社会福祉協議会の法制化の意見書の提出、議会四常任委員会を三常任委員会に改める。

二議員が

村政をたず

一 般 質 問

第5回定例会一般質問は6日目の9月29日に行なわれ質問議員は2議員で、後藤作議員①臨調答申に對する村の対応について、②村民表彰について、柳邦夫議員①村の財政について、②人事関係について、③公共建物の管理について、④教育関係について、⑤農業関係について、を質問された。尚答弁は村長により行なわれた。

質問する
後藤 作 議員



臨調に對する
村の対応は

質問—今盛んに論議され問題になつてゐる臨調関係について、村長はどういう考えを持って対応されるのかという事を中心においてお伺いしたいと思います。その過程において若干自分なりの臨調に對する考え方も列挙しながら伺います。

周知の通り昨年の第一次答申に於いて今年の七月三十日に出された第三次基本答申は単に臨時財政調査会の理念にする事にとどまらず、国民と国家と歩むべき方向を新たに設置したものと考えられ、全国民にその受入れをせまつてゐる事です。しかも臨調自らが国家の最高意志決定機関であるかの様に振舞つてゐます。更には臨調委員の殆んどが財界人及び高級官僚でその思い上がった支配者意識が露骨に現われていると思ひます。村長は去る六月定例議会にて所信を述べられ特に臨調問題については町村が期待できるような点が見い出せないのではないかと思ひ

国の財政再健のし寄せを村が背負わされることのないよう進めてまいりたいとの表現がありました。私はこうした村長の心構えに對してはそれなりに評価できると思ひます。こうした観点から臨調基本答申、政府の対応に就いては村長の考えを伺うものです。

第一に臨調は住民生活を支える自治体をめぐる財政制度や補助金制度の徹底した減量と合理化であるとしてゐます。これが実行された場合憲法に基づく地方自治を物質的に支える財政構造が極度に圧迫される結果、自治体と住民は兵糧攻めを受け地方自治の居城は根底から脅かされることになる。

第二に答申はその際地域の独自性に基づく行政サービスについては基本的には受益者である地域住民の選択と負担によつて行なわれるべきであるとしてゐます。したがつて住民要求に基づく行政の内国が自治体の標準的な行政水準として認めてゐない水準や分野については徹底的に切り捨てるか、住民自らの負担に寄るべきだとしてゐるのです。

第三に標準行政とは地方交付税算定上の標準財政需要額の対象とされてゐる標準的な施設を維持し、標準的な規模において行つて行政であると規定してあります。これを村行政に当てはめて考えますと、標準的な行政とは五十六年度決算状況報告書において標準財政需要額はおよそ八億七千七百三十九万

九千円、これに對し歳入一般財源は九億七千五百九十八万六千円であるから、約一億円近い交付税の収入減となる計算になるのではないかと考えます。この額は五十七年度に予定してゐる公債返納額の約三分の一強に当たりります。

次に農業について見てみますと米の受給均衡化と食糧管理制度と運営の改善、そして生産性の向上をあげ更に内外格差を縮少し産業として自立し得る農業の確立であるとして、価格指示や補助金の廃止と自由市場原理の導入を求めています。このことは更に減反の強化と食糧の廃止あるいは小農切り捨て、大規模農家を育成するための手段を取らうとしてゐるのです。

次に公務員制度の見直しについて答申では、公務員倫理を中心とした公務員の有り方、公務員制度の検討、給与の有り方、公務員の範囲種類等に見直しを掲げています。一方で財界政界官僚のゆ着構造や特権官僚優遇の官僚制度の改革は検討の課題にさへあげていません。むしろ労働基本権の抑圧と給与関係の抑圧に鋒先を向けてゐると見ることが出来ます。

鈴木首相は財政非常事態だから痛みを分かち犠牲を共にと、公務員の賃金や年金恩給等を釘づけにするなど犠牲を全て住民に押しつけ、そして軍費は別枠に更に七・三パーセントも大幅に増やす他膨大な軍事支出を予定してゐるといふ政府は技術開発を進めるとい

う名目で企業や研究開発組合に多額の補佐を与えています。その殆んどが巨大な利益を上げてゐる大企業で立て前上は返済する事になつていながら殆んど返済しないというのが事業のようです。

以上簡単に述べてみましたけれども軍備と大企業優先、そして国民犠牲の答申であることが解ると思ひます。しかも確実な事実として実行されつつあるのです。

次に老人保健法のことですが去年二月までには条例制令の細目を決め老人医療の一部有料化を実施しようとしてゐますが、せめてこの一部有料化だけでも単独事業としてでも引き続き無料化していくべきものと考えます。七十才といへばあの悲惨な侵略戦争に協力させられ塗炭の苦しみの中でようやく立ち直り更に社会に貢献してきた事を思えば、これらに對する医療費の無料化は当然であります。参考までに沢内村の大田村長は、敬老会の席上で医療費無料化はもちろん今現在六十才以上からの無料化をしており、この継続を含め皆さんに心配をかけることはしないと言つております。

以上述べた事柄に對して村長はどのようにお考えになるかをお伺ひしたいと思います。

答弁—臨調の地方行政の選択と負担のしくみとことについて答申を出された点についての考えですが、基本答申が七月に明らかにされ今後新たな観点から地方行政

の場において選択と負担のしくみが明確に位置付けられるべきであると述べ、国と地方の機能分担の合理化、地方財政運営の合理化及び効率化、地方に対する補助金制度の改善、広域行政に対応する地方行政体制の整備、地方行政の効率化と減量化とこういう五つの項目の下にさまざまな事を打ち出しています。これに対する具体的な対応研究は国、県においてもまだまだといった感じで総論は出ま上がって各論についてはまだ関係機関で研究の余地があるというのが現状だと思っております。村としてもそうした関係を十分に検討しながら対応してまいりたいと思います。

現在早急に対応の必要にせまられていられるのは、ご指摘の様に交付税の減額問題ですがこの問題は経済動向の国税三税の見積り、地方財政等の各種問題がからみ合っているわけです。国の五十八年度予算折衝の段階をふまえ景気対策等を勘案しながら大蔵自治両者の対応も充分影響してくると思いますし、自治省としては大幅な交付税減額は大きな政治問題で、地方財源対策も検討しているようです。これらの事態を予想しながら五十八年度以降の予算において当面各種事業及び行事の洗い直しと経費の節減を計りながら行政サービスの低下にならないよう十分に配慮してまいりたいと思えます。

自治省としては約十三・六パーセントの交付税財源の不足に対しては特別交付税入金で賄わなければ我々の様な地方自治体は何も出来なくなってしまうのではないかとこの事を考慮しておるようです。その自治省、大蔵との関係に定めて村民の不利益にならないよう努力したいと考えております。

次は老人医療事務の一部有料化についてですが、ご指摘のように来年二月から外來一ヶ月四百円、入院一ヶ月三百円但し二ヶ月を限度として有料化するというのですが、経費の相互分担、応分の負担については基本的には理解されていると思っております。社会福祉の観点から考えてみますと、県においても老人保健法に対する総合プロジェクトを偏成し今後の対策を検討中で、それらの経緯を踏まえ長期的な視野の下に福祉面、財政面を考慮し慎重に対応してまいりたいと考えております。

尚独自の施策で、今後無料化を続けるべきだという発言ですが、私としては村財政では容易でないので県の施策に準じて行ないたいと思っております。

再質問一この背景となるものは、あの膨大な軍事費の施設というものが大きな要因であり、加えて大企業に対する補助金が返済されぬまままで不用、不急の財源がその財政を破綻した大きな要因になつていくという事を申し上げ、しかもこれからも尚軍備のために増額を

続け、教育、福祉、行財政は切り詰めると、こうした矛盾が今単的に現われていることを指摘しましたが、その点については触れられておりません。非常に残念ですが、この際伺います。

それから老人医療についてですが、この老人医療は老人保健法だけが独立しているのではなく、今の増税なき財政再建の中から生まれてきた老人保健法です。だからこれだけを臨調から切り離して考える事はできないのです。だとすれば国からの財政的しわ寄せを村が受けないように努力したいという事と、県の方向に従って進めて行きたいという事はきわめて矛盾する結果になるので、その辺どう対応されるのが中心課題になるかと思えます。

再答弁一軍事費の増、その他政府の施策面の増については私ここで申し上げてもせんない事だと思っております。ただ考えとしましては、五十七年度の国税三税の伸び率が経済指数十四・四パーセントを見込んだ政府が現在七・七パーセントだと、但し年度末には五パーセントになるのではないかとこの状況を踏まえると、確かに軍事費増だけの考えは同感でございます。良いものとは思っておりません。

老人医療費の件ですが、村が全部しわ寄せを背負うという事は、現在の老人医療に関しては、村財政にそう響くものではないと言えども語弊がありますが、個人的には

徴収されれば響くわけですが、もしそういう場合低所得者でどうしても支払い出来ない場合はそれを減免する事ができるという条項があるわけです。そういう点を加味し、確かに高所得者からは多く取り低所得者からは取らない方向付けは私の考えからしては良いと思います。六月に政府の施策が地方公共団体にしわ寄せされないように申した事は事実でございますが、すでにそれをやらないという事ではございませんのでご理解願いたいと思います。

村民表彰とは

質問一村に大きな功勞のあつた方々を表彰するというような規定がございますが今にその表彰を行なつたという話を聞いておりませんが、これは対象者がおられないと決めつければそうかも知れませんが、私は決してそうではないと思っております。村政の発展に尽力し著しく功勞のあつた方々はたくさんありではなからうかと思えます。教育、学芸、技術、技芸、文化の発展については著しく効果のあつた者、産業、民生、衛生、統計、発明、考案、また人命救助等をあげておりますがこれらについて検討して見る必要があるのではないかと思いますがどうか。

答弁一村の表彰規定に基づいてこれまで表彰、あるいは副賞の贈呈を行なつてきましたが、手落ち

の点があるかも知れませんが、今後村政に大きな効果をもたらす事もあると思っておりますので広くご意見を頂戴しながら調査検討いたしまして、ご期待にそえるよう努力したいと思っております。

柳 邦 夫 議員



村の財政の現状はどうか

質問一初めに村の財政関係について伺います。最近のマスコミ報道によれば国の財政そのものが五兆円ないし六兆円に昇る歳入欠換となる見通しであり、大蔵大臣の進退伺い等含め財政危機非常事態宣言等の言葉が非常に増加し国の財政の厳しさを連日伝えております。これに伴い公務員の昇給の凍結、

民税の均等割の増額改定案、広告税またはさきやかな諸民の娯楽的なものにも課税し、歳入の確保にやっきになつている現状です。このような事態の中、我村の場合はどうなのか。ご承知の様にこれといった目ぼしい自主財源もなくその大部分を交付税により賄つている村です。この様な国の財政の中では今後の交付税、各種補助金等

は減額にはなつても、伸びは期待できないと思います。来年度以降に対処して村はどの様な展望、見通しを持つているか伺いたい。尚交付税の計算基礎となるもの一つに村の人口があります。現在では三千九百人台となっておりますので次の国調まで人口の減少は今後どうなっていくのか、いつの時点で止むめがかる時があるのか伺います。

起債関係について伺いますが、村の公共建物である学校、保育所、役場これは皆新築完成しました。他町村から見ればいぶん豊かな村だと見えるかも知れませんが、我村の借金総額は二十二億円以上、これは人口一人当たり平等割で五十五万円以上になる計算です。こうした事をもっと重視して行政を考えていかなければならないと思います。以前にも起債の返換のピークを質したのに対し前村長は五十九年度当たりだという答弁でしたが、その後新農構事業とありますので今もそのピークは変わりないのか。また交付税の伸びが止まった場合や減額になった場合の起債償還との関係はどうか。また村の経常経費的なものは益々増加してきています。たとえば役場庁舎の光熱費一つを取っても新築した途端何十倍となった事と思います。すでに五十七年度決算にもこうした消費的経費の占める割合がもう程んど危険信号に近く、このままでは財政の硬直化の様相をそろそ

ろ呈してきている現状であると思えます。こうした消費的経費と起債の返還額それと人件費が歳出の大部分を占め、将来は投資的事業とも出来なくなる、あるいは著しく圧迫する事にならないのか非常に危惧するものであります。こうした中で公務員ペア凍結の閣議決定がございます。今後自治体と同調要請があるものと思えますが、村としてはどのような対応を考えているのか合わせて伺います。

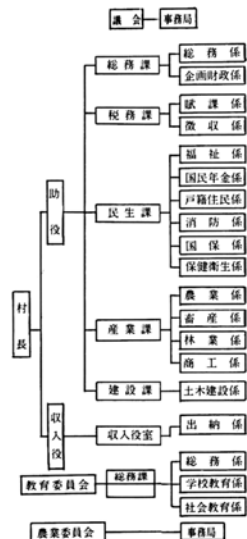
答弁—第一点は村の人口の減少でございしますが、現在は横ばい状態の傾向をたどりながら少しずつ減少している事実は見逃せません。この対策としては企業誘致も考えられるわけですが、最近の経済状況では非常に至難ですし来る企業もない、しかし何としても仕事がないとすればならぬと考えております。ここになければ隣町村なり企業が来た場合に雇用を計っていくからかでもここに定住させるような対策が必要だと考えております。また先般申し上げた様に今年やる温泉ポーターリングの試掘により本格的な温泉でも出たならば、それに関連する産業や事業をもって何とかしたいものだと思いますし、また大幅な雇用の要因にはならないかも知れませんが、ダム建設などを皆さんともどもにお願いして、いくらかでも雇用の一端を計りたいというのが現在の考えでございますので宜しくご支援願

います。次に起債償還の件ですが、ピークは五十九年か六十年当りになると思えます。財政の硬直化の一因となる公債費については財政調整合基金をもって公債を早く返してそして有利な公債をお願いし今後の事業に計りたいと存じます。自治省その他も非常に考えておりその点を踏まえながら対応していきたいと思つております。人助のペアド結をどう対応するかですが、これは大きな社会問題になる傾向もありませんので、私はどうこう申し上げられませんが、今後の動きを見ながら国の施策に準じて行なうしかないと思つております。

再質問—起債関係ですが、村が到産した話は聞いた事がなければいけません。いわゆる財政の硬直化にならぬように努力すべきであるし、決算書の中で地方債の借入れ先が利息の高い市中銀行に非常に多いのを収入役に問うたところ国ではある枠内は認めると、その他は銀行から借りようが、という事なのでそうしたというのですが、厳しい財政の中で出来れば安く借りてもらいたいという点いかがですか。再答弁—財政面ですが、起債について、災害などは三年間に渡って補助が来るため、大きくなる程、遅くなる程金も無くなるので、村民の方々に迷惑をかけぬようその時の運用によって借りたわけですのでご理解いただきたい。

職員人事は 真剣に 質問—人事の件についてですが、提案理由の説明では地籍調査の事務量が増えた為と入院者あるいは休職者もいるので増員したいという事でした。入院者であれば一ヶ月か二ヶ月の事ではないかと思つております。臨時雇い制度はそのためにあると思つております。必要に応じ臨時職員を雇い入れ尚職員間のやり取りでカバーすべきと思つております。尚地籍調査は期限のある調査です。終了した時点で退職させる事も不可能です。また休職者についても世間一般の目は厳しいものがあります。一枚の診断書の期限に四・五日出勤してまた休む、これを三年以上繰り返しているのではないかと。私企業では絶対通るものではないと。親方日の丸的考えは執行部も職員も絶対持つてはならないと思つております。また助役の件につきましても、こう緊迫した財政状況を助案した場合、条例にポストがあるからと言って即置の必要性があるのかどうかです。

東成瀬村行政機構図



充来より我村では隣接町村と協議の上とか、足並みを揃えろという答弁がしばしばありました。しかし隣接する増田町、皆瀬村には助役はおりません。だが町政あるいは村政が大幅に後退しているわけでもありません。この辺を考慮した答弁をお願いします。

次に職員の内定制について伺います。役場職員の場合過激な肉体労働でもなく、かといって特別な神経を酷使する頭脳労働者でもないと思つております。したがって七十才になつても働まない事はないと思つております。同じ地方公務員でも県職員あるいは教職員の場合、五十七才から五十八才のようです。湯沢市等では五十七才となつており定年延長等は話題にも登りません。羽後町、雄勝町などもこれに近い状態ですので町村も他町村に見習いすつきりしたものにするべきであるし、村の人材を育てる事にウエイトを置く観点より、今後にはなるべく出稼ぎ職員の採用は見合わせるべきかと思つて、合わせて村長の考えを伺います。

答弁—職員採用についてですが、県町村が行なう人事委員会の資格試験に合格したものを採用しているわけですので、縁故採用などは行なっておりません。人材育成の面ですが、他町村の者を採用しているという意味でしょうか、職種によって村内におればその人を採用したいのは山々です。非常に作業も多様化し、災害も多く産業課、建設課だけで年平均二十ヶ所ございまして、一番困るのは現在これに対する監督、管理、それを見る職員がおりないことです。村内にもその資格者がおりません。また家屋土地調査士、司法書士等も非常に育てたいし、ほしいと思っておりますが、これも見当たりません。今後私達もその点の人材育成に努力したいと思っております。

次は職員の定年制と他町村の場合ですが、確かに隣接各町村によってまちまちのようですが、当村は六十才の満を数えた時に勧奨して退職していただいておりますが、今後ともその線であろうと思っております。と申しますのは国も定年制の執行を考え準備を進めているようですが、現在高齢者が伸びているしそれを縮める事が良いか悪いか相当考えねばならぬ問題だと思っております。ただ他町村の場合女子と男子の年齢差も設けてあるようですが、当村は設けておりません。

もう少し真剣に考えなければいけない事だと思っております。五十六年度の決算の歳別執行状況を見て、委託費という事で払ったのが九千九百万あるのです。これは全くどこかの人が払った金です。実にもつたないし九千九百万もあれば技術職員の二、三人養成し雇って賄えるのじゃないかと感じました。主に設計委託になっていまして。自分の村で発注する工事の設計などは役場でやるシステムが最良かと思っております。技術職員を育てようと思わないのであつてはならない人材養成については充分検討してもらいたいと思っております。尚多忙だからと定員増をしても、退職させることはできないでしょうか、やはり臨時職員を雇い、職員の間のやりとりで何とかできないものでしょうか。その辺の考えをお聞かせ願います。

再答弁—今後の国調の時点で三名は最小限で必要ですが、現在の人事では至難だというのがまず産業課に臨時で席を置き図面等をやっているわけですが、臨時そのものに責任をもたせるといことはできませんので、まず責任のある体制を整えて置かなくては行けないと思っております。今後作業が終われば余るとい事ですが、五、六年の間には退職者、その他も出ると思っております。その面で運営をすれば当然カバーできるというのが私の考えです。

公共建物の

管理運営は

感です。さつき申しました様に村内におりませんので頼んでいるわけです。今後の村の人材育成という事でたとえば何年間の計画でリストを作っても、その人材が出ないか非常に懸念されます。決して一時的にほしいという事でなく長期に渡つた考えを持ちながらお願いしているわけですので、ご意見は心良く頂戴して勉強させていただきます。村民の期待に答えるべく努力しますのでその点宜しくお願いたします。

質問—次に公共建物の管理の件ですが、現在空屋になつている松山台あるいは入道の両分校、これは部落の集会所として使用されているようですが、決算書を見るに松山台の場合は十五万円、入道は三十万円の管理委託料を支払つています。また大柳、椿川、岩井川、田子内各地区の保育所も空屋となつています。これらを今後どのようにしていくのか、同様電気料とかテレビの聴取料とかは、その都度担当係はきっちりしているのかどうかその辺についてお伺いします。

次は老人憩の家の目的に添ったいわゆる憩の場としての建物の利用状況はどうなのか。私の見る限りでは、他の会議、会合等については頻繁に利用されているようですが、本当に目的とする老人の憩の場としての利用はあまり見受けられないようですがいかがですか。尚今後十年、二十年後急テンポで老人社会が進みます。東成瀬村は若い者がほとんど出て行ってしまつたから、最も顕著に年寄りばかりの村になると思っております。こうした事に備えて村ではどのような構想を持っているのか伺います。

答弁—旧保育所等の公共建物の使用についてですが、今までその点は相当事案ましたし経費もかかっている事は事実です。ただ補助金をいただいて建てた関係上、即それを解体することが可能かどうかも考慮し、それと合わせて小企業が家内工業的に空屋を利用する事ができないものかと再三折衝し、尋ね歩いた経緯がございます。今後は建てておいても経常経費がかかりますので、それらを踏まえながら速かに解体できるものはその方向に持っていきたいと思っております。

次に老人憩の家の利用状況ですが、四月から九月まで五十四回です。その内純老人使用件数は約二十件ぐらゐ聞いております。その利用については単なる老人だけでなくそれが必要だとあれば、せっかくならば建てた建物ですので使用しても結構だと思っております。ただ主体である老人の使用時に不便をかけるはいけませんと思っております。その点留意し考慮してみたいと思っております。



老齡化社会に対する対応ですが、急速に老齡化するのにはさまざまな要因があると思ひますし、その究明、対策は必要だと思ひます。その一因としてまず生まれる乳児の少ない事も原因だと思ひます。一昨年より農業委員会には農業後継者結婚相談所という組織もでき、各町村との会合を持つていようです。その点も考え皆で力を合わせ各部落における結婚適令期に入った方々に結婚していただく事がそれを防ぐ一部となると思ひます。老人福祉については、今後広域事業なりにお願ひし老人専用ホーム等の建設をし、村でそのような施設に入れたら大変いいのではないかと考えております。

再質問—老人憩の家の件で、特用ホームというのには同感です。

老人が自由に憩えるような静かな景勝地に温泉ボーリングをして湯を出し、建てるべきではないかと論議した経緯があります。誰も昼日中、役場の軒の下に来て湯に入っている老人はいませんし、この場所は何ら意味がありません。温泉ボーリングに取り組み意欲があるようですので、その目的にかなつたものは別の場所に建て、現在の建物は利用価値の高いものに払い下げるのが最もふさわしいと思います。

再質問—老令化に対応するためには結婚適令期に入った方々に結婚して戴くことが防止となるわけですが先般戸数が十二、十三戸の所で適令期を過ぎた人が四、四人もいる。もし三年前、五年前に結婚していたならという感じを受けたしだいです。

プールの必要性

質問—次に教育関係について伺います。学校プールの年次計画の設置という事を今まで何回となく言っただけですが、前村長は工事費に比して利用日数が少ない、加えて子供達をふるりの自然の川で泳がせたいとの答弁の下で今だに田子内の小学校にもプールは実現していません。菊地村政をそのまま承継した後藤村政も同様の考えでプールの設置は考えないかどうか

か、川は致るところゴミの山、生活雑排水のたれ流し、各種の農業等、昔とはまるで違う水質と思います。また常識として下流の地域より設置するのが順序だと思えます。これからのプールは屋内プールとして少々のボイラー加熱を加えて水泳期間を伸ばすことができるものが一つ位あっても良いと思うが、

再質問—農業関係について伺います。農業は天候次第で自然相手の賭けだと言えはそれまでですが、具体的な稲作指導についてもう少し具体的な指導が出来ないものか、たとえば各集落の土地の標高、五月から九月までの地域の日照時間の累計、あるいはかんが履の水温等を調査し、これにより作付け品種の決定指導する様な方向、あるいはこの様なデータが無ければ来年からでもこうした地道な調査研究が必要だと思います。ご承知の様にこの村は山合いの村です。たとえ標高が低くても南側に山が

稲作の具体的な指導を

近ければ日照時間が少ない場所、日は当たるとしても冷水がかかる場所などあると思います。こうした具体的な指導がないものでずから自分の土地の立地条件を考えず、合わない品種を植えるという事が非常に多いと思います。こうした基礎調査研究には新規に補助金を与えても進めていくのが指導センターの責務だと思いますがどうお考えでしょうか。

前村長は入れものは全部作った。魂を入れるのは次の村長におまかせするといつて去りましたが、魂とはすなわち充実した村作り、人作り、教養、精神面を言ったものと思います。派手な建築工事、土木工事はこれからはやって行けないかもしれないが、内容面できちんと他町村と肩を並べていくかが、これからの東成瀬村の大きな課題だと思います。

再質問—稲作指導のことですが、もちろん行政としても指導は非常に大切だと思います。ただし技術指導については現在の役場の状態では到底できる体制ではございません。ちなみに二年の冷害を踏まえて耐冷早稲品種アキヒカリを奨励したわけですが、それが一番被害を受けております。天候に左右されると言えはそれまでですが、仲々その予報もはっきりつかめません。役場としては農業に関しての人材がいらないという事で、かつて秋田の農業短大に行く場合その助成をしまして農協に営農指導員を送り

出したという経緯もございます。今後こういう点に関し大いに人材育成を計りたいと思っております。また土壌の検定とか天気予報とか申しましたが、去年秋田県の三十年来の天気予報の集約したものを指導センターで出してあります。興味があり勉強になる資料にと思つて作りました。すべてが手をこねているわけではございませんが足らぬ点は皆さんのご意見を聞きながら補足して完備していきたいと思っておりますので宜しくお願ひします。

再質問—農業関係ですが、給ごよみは一般的です、具体的に出すとすれば親近感の出るようにならなければいけません。各家々に渡したパンフレットですが湯沢の田んぼの穂がいつごろ出たとかでなく東成瀬村に合ったものを用いて具体的に指導ができないかどうか。何かをしなければならぬという程度のもので片づけてもらいたくないし指導部にあるもの指導性はその程度でよいのかどうか。

再質問—農業の指導面についてのさまざまな点について、ご指摘を受けた点は考慮しますが、良いものは、良いなりに活用していただきたい。



村政はあなたのために 議会を傍聴しましょ



第4回臨時議会開く

昭和五十七年第四回臨時議会が七月二十一日召集され会期一日で議案二件を議決して散会した。

- 議案第三十九号、手倉地区簡易水道拡張工事請負契約の締結
- 工事請負業者 日の出施設工業株式会社
- 代表取締役菊地弥吉
- 契約金額、一億二千百四十五万円

加入戸数は七十六戸で、年内に通水することを業者に申し渡ししてあります。

○ 議案第四十号、昭和五十七年度東成瀬村一般会計入歳出補正予算(第二号)

この議案は七月一日で職員の人事異動があつて職員間の給料格差が異なり組替補正したもので二千万追加して総額を十六億六千万八千円とするものです。



決算を審査する委員

委員会の

活動

○ 決算特別委員の決算審査

九月定例議会に決算認定の議案が提出され各常任委員会からの四委員と議長との決算特別委員会が構成され会期中の九月二十七・二十八日に審査が行われた。

審査については委員のうち一名の委員が反対し他全委員の賛成により付託された。各会計の決算全議案は認定となり三十日の本議の場で委員長より報告されております。

○ 産業経済常任委員稲作の状況と養蚕施設の視察

今年も稲作が冷害のため不稔状態が多くみられる事と養蚕事業への村補助金が支給されることのため産業経済常任委員会で九月十四日村内全域を視察してこの内容について委員長が定例会に報告してあります。

○ 教育民生常任委員学校等関係施設を視察

教育民生常任委員会では学校、保育所、診療所、十文字学生寮を十月二十五、二十六日に訪問し各施設より当面する諸問題についての説明を受け各施設の状況を把握してきた。

○ 建設常任委員会村土木工事現場を視察

村工事又果工事として発注された箇所等把握すべく十一月八日建設常任委員会では各現場で担当者より内容等について説明を受けこれからの事業について執行部側と話し合われた。

請願

陳情の審議

○ 請願第三号 市区町村社会福祉協議会の法制化ならびに拡充強化に協力を(採択)

今日の多様化した福祉問題に対応して地域福祉活動を発展させるためには福祉関係の大幅な拡充強化が必要とす。しかるに現行社会福祉事業法には社会福祉協議会の規定がないためその発展に大きな障害となつていま。よつて社会福祉協議会を改正し社会福祉協議会を法正化するに拡充強化を行うべき意見書を探択され政府関係機関に働き方を願ひます。

請願者、社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会長後藤幸司
紹介議員 後藤 宗夫
鈴木 圭作

○ 陳情第六号 スパイ防止法制定に対する(不採択)

○ スパイ防止法を持ち出し防衛予算を大幅増額をはかろうとしている。

○ スパイ防止法は秘密とはが不明確で官僚が自由裁量で決めるために乱用の恐れがある。

○ 防衛秘密だけを保護対象とする事は自衛隊に特殊な地位を与え軍国主義復活を招く危険がある。

以上の理由により反対する意見書を政府に提出されるよう陳情者 秋田県平和憲法を守る会 代表者 沢田政治

※六月定例会に要望一号によりスパイ防止法制定促進に関する意見書の提出についてが継続となつておりましたが不採択となつております。

○ 陳情第七号 岩井川小学校プール建設実現について(採択)

かねてより学校プールの必要性を痛感している私達は前にも陳情しておりますが実現しておりません。五十八年度は岩井川小学校創立百周年の記念すべき年にあたりこの年を契機に是非念願のプール建設の実現をはかりたく又村当局にも実情もあることと存じますが私達の要望が是非実現出来ませう陳情致します。

陳情者 岩井川小学校創立百周年実行委員長 谷藤 宗夫
岩井川小学校PTA会長 佐藤 良徳
紹介議員 伊藤 誠也

事務局 日誌より

高橋 新作
富田大治郎
佐々木喜代松

- 7月22日 国道三三二号線整備総会
- 7月28日 国道三九二号線建設省陳情、成瀬、板戸ダム同盟会総会
- 7月29日 増田町議会交流会
- 8月3日 雄平二郡議員合同研修会
- 8月4・5日 議長研修会
- 8月9日 郡議長会
- 8月15日 県戦没者追悼式
- 8月20日 湯沢雄勝消防訓練大会
- 8月23日 国道三四二号線整備促進陳情(東京)
- 8月26日 地域懇談会
- 8月27日 広域議会臨時会
- 8月29日 県の記念の日
- 8月30日 知事との郡別懇談会
- 8月31日 増田庁舎竣工式 村社会福祉大会
- 9月5日 田子内、椿川、大柳地区住民運動会
- 9月7日 全県議員研修会
- 9月9日 皆瀬村議会交流会
- 9月14日 産業経済常任委員村内視察